明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六二）　一
○小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令（同六三）　一

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一五）　二
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物の公表を行う件（厚生労働二七九）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一三三五）　三
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（同一三三六）　五
○平成七年通商産業省告示第七百七号（火薬類取締法施行規則第六十三条の規定による安定度試験用の遊離酸試験器等を指定した件）の一部を改正する件（経済産業一九五）　六
○自動車検査用機械器具登録校正実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通七九八）　六
○高速自動車国道に関する件（同七九九）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一五七～一五九）　七
○道路に関する件（中国地方整備局六九、七〇）　七
○道路に関する件（北海道開発局一五五）　七

〔国会事項〕　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

産　業
日本工業規格（経済産業省）標準仕様書（ＴＳ）の公表について（同）　八

国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九

〔資　料〕
機械受注統計調査報告（平成二十九年六月）（実績）（内閣府）　九

〔公　告〕

諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　一〇三七

省令

○経済産業省令第六十二号

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（前納の場合の減額） 第三十七条　法第十五条第一項の規定により減額することができる額は、掛金月額の千分の〇・九に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては一月に切り上げ、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。 ２　［略］	（前納の場合の減額） 第三十七条　法第十五条第一項の規定により減額することができる額は、掛金月額の千分の五に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とし、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。 ２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、中小企業倒産防止共済法施行規則（次条において「規則」という。）第三十七条中「千分の五」を「千分の〇・九」に改める改正規定は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（前納の場合の減額に関する経過措置）

第二条　規則第三十七条中「千分の五」を「千分の〇・九」に改める改正規定の施行の日の前日までにされる掛金の納付に係る中小企業倒産防止共済法第十五条第一項の規定により減額することができる額については、なお従前の例による。

○経済産業省令第六十三号

小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令

小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。